

議案第5号

加西市暴力団排除条例の制定について

加西市暴力団排除条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用する行為
    - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
    - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
  - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市民、事業者等に対する支援等)

第6条 市は、暴力団の排除のための活動を行う市民及び事業者並びに関係機関等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除の重要性及び市が実施する暴力団の排除に関する施策等について啓発活動を行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団の排除)

第8条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定

する指定管理者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年を守るための取組)

第9条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(審議資料)

兵庫県において、平成 23 年 4 月 1 日に暴力団排除条例が施行され、社会全体の認識の下に暴力団排除を推進していく必要があることから、本市においても暴力団排除の措置を徹底し実効性のあるものにするため、本条例を制定しようとするもの

政策等の形成過程説明資料

平成24年 3月定例会

議案等の 件名	議案第5号	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市暴力団排除条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

暴力団は、暴力やこれを背景にした資金獲得活動によって、市民生活や社会経済活動に深く介入し、多大な悪影響を与えていることから、全国の自治体において暴力団排除条例の制定、施行が進められています。

兵庫県では、平成23年4月1日に「暴力団排除条例」が施行されており、加西市においても市民、事業者、行政が一体となって、暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保するために、条例を制定するもの

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県の暴力団排除条例を受けて各市において制定予定

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策20	防犯・防災のまちづくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
暴力団排除条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				0

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

市、市民、事業者等の暴力団排除意識の高揚が図られ、社会全体で暴力団排除活動に取り組む気運の醸成が期待されます。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	安全防災課	有・ <input checked="" type="radio"/> 無